

歴史的情報としての聖徳太子

—日本の寛容思想の基礎的研究 (1) —

保坂俊司

Prince Shotoku's Study as Historical Information

Shunji HOSAKA

Abstract

A study on Prince Shotoku's idea of limber in Article 17 of the Constitution This study aims to examine the idea of Prince Shotoku's limber that appeared in Article 17 of the Constitution from a new perspective. In traditional Japanese studies in Article 17 of the Constitution, the original text has been understood by reading Chinese. However, we can read the original text by kana. And it is traditional Japanese reading. However, strangely, the existence of this traditional Japanese reading way has not been emphasized in the past. However, a new viewpoint is opened when we read Article 17 of the Constitution by traditional how to read Japan called the classical Japanese language. In particular, the meaning of the word "wa" in kanji is quite different between kanji and Yamatokotoba. In this essay, I try to new an interpretation on Prince Shotoku's idea of Wa. I translated and understood kanji'wa' which was traditionally understood as harmony, as flexibility or limber. We can discover the very Japanese idea of symbiosis here.

Key Words

limber, Article 17 of the Constitution, Yamatokotoba

本稿のまとめ

はじめに

本小論の目的は、日本的な寛容思想として認識されている「和」の思想を、日本の古代から現在に至るまで総合的に検討し、その形成過程や変遷を明らかにすることを目指す研究の一環である¹⁾。そのために先ず聖徳太子や「憲法十七条」に言及するが、聖徳太子その人の思想研究ではない。本

1) 寛容思想に関しては、拙論「仏教的寛容と日本的寛容—(和やらぎ)の思想的意義『アジア的融和共生思想の毛農政』中央大学出版部、233～299ページ2019。著者の情報理解については、拙論「情報と文明」『国際情報学入門』ミネルヴァ書房2020。参照。

目次

はじめに

問題意識の発掘

和と日本語の特殊性

聖徳太子と和の関係性

聖徳太子と憲法という言葉

Constitution～は、憲法か国法か？

聖徳太子の「以和為貴」を如何に読むか

憲法十七条の文字表現による差異

和と憲法十七条の接点

研究では聖徳太子並びに憲法十七条を、『日本書紀』の〔古訓（大和言葉）〕の情報を取り入れて、それらの情報から新たな太子像並びに憲法十七条の思想を考案する。特に本稿で用いる古訓は、従来の諸研究ではほとんど考察されておらず、その情報価値は等閑視されて来た。本稿ではこの点を改めて古訓に着目し、聖徳太子並び憲法十七条の思想を考察する²⁾。

問題意識の発端

筆者は既に幾つかの拙論において、寛容思想と言われる思想の普遍性とその多様性に関して検討してきた。今後は個別地域における寛容思想の展開を検討することとした。本小論は、その一環となる。故に、日本の寛容思想に関して普遍的な視点、具体的には、比較思想・文明の視点から検討する。

さて、本小論では日本的な寛容思想の典型として、和の思想を扱うことになるが、その検討を通じて、和の思想という日本の寛容思想の特徴、特に今回に関しては、聖徳太子に仮託された和の思想の源流を検討することになる。具体的には憲法十七条の和の解釈を巡る議論となる。

さて、日本的な文化的な、またそれを支える思想的特徴とされる「和」の思想には、相反する解釈があり、それに伴い聖徳太子への評価も同様に相反している³⁾。しかし、筆者は、これらの評価の前提となっている憲法十七条に関する、資料的なアプローチに多少疑問を持っている。特に、今までの憲法十七条の解釈において、殆ど古訓（大和言葉による訓読）が考慮されていない、という

点にである。確かに、現在伝わる『日本書紀』の諸版に施された古訓は、かなり統一性を欠いているが、その中には平安中期には確定していたものも有り古い時代の和言葉が伝えられているとされる。中には、古く古代以来の言葉が残されている可能性さえあるという⁴⁾。

ところが従来の研究では、この古訓が殆ど考慮されていないのである。例へば『日本書紀』の古訓では、憲法十七条の冒頭の和は「やはらぐ」と読まれている。日本領域の門外漢である筆者の素人考えなのかもしれないが、外国の文献ではあっても古典を研究する筆者にとって、原典に示された伝統的な読み、少なくとも1000年近く継承されてきた古訓の存在を、敢えて考慮せず、漢字文献としての読みをもとに聖徳太子、並びに憲法十七条（うるわしきみのりとうあまりな）の思想を読み解こうとする伝統的研究スタイルには多少の違和感を持つ。というのも、筆者はインドの中世の文献を多少なりとも研究しているが、その際多様な文献の信憑性は議論しても、存在する文献の価値を考慮しないというようなことは無いからである。

いずれにしても日本的寛容思想研究の対象として、「和」の思想の源流である聖徳太子の検討に際して、その思想や文献情報の意義に関しても多少触れながら検討する。というのも、聖徳太子は、既述したとおり、古来多様な評価に晒されながらも、なお今日に至るまで注目される人物であり、その評価は時代の背景を因る一種のメルクマールでもあるからである⁵⁾。

和と日本語の特殊性

和の思想検討の本小論において、やや迂遠と思われるかもしれないが、その導入として「令和」という元号の制定時に見られた不思議な現象から

2) 特に、憲法は単なる個人的な思想書ではなく、まさに国の基本的な方向性を示すものであり、それは古代であろうが、現代であろうが大きな違いは無いと思われる。憲法に関しては後述する。この憲法という言葉の議論に象徴されるように、近代日本のアカデミズムは、明治初頭以来の混乱を引きずっており、聖徳太子関連の評価も同様である。

3) 頼住光子『さとりと日本人』ぷねうま舎2017.103以下。）

4) 『日本書紀』（岩波文庫第五冊解説）岩波書店。

5) 新川 登亀男「聖徳太子の歴史学」講談社メチエ、2007。

検討に入りたい。

「令和」の新元号の制定から早2年が過ぎ、令和という元号も定着し、その言葉の吟味ももはや人々の関心から消え去った感がある。しかし、この「令和」という漢字二字の組み合わせに様々な意味を付加し、新たな意味背景を構築したその一連の動きは、実に日本文化における文字とその意味の組み合わせ、つまり文字情報がどのように構築されてきたかを、我々に示している希有な事例として大変興味を惹いた。

この一連の令和という元号の選定作業は、その制度の発明の当事者である中国でも、またそれに追隨して一千年以上以上に亘り元号を保持してきた他漢字文化圏の国々からも、とうに忘れ去られた制度である。その制度が温存されている文化的背景にも日本的な寛容思想、つまり和の思想通じるものがあると思われるが、今回は触れない。とはいえ、今回の元号制定作業で明らかになったことは、無文字文化であった日本に導入された漢字という外来文字が、未だに日本人の文化の中で不安定さを持っているという事実である。あるいは今回明らかになった点こそ、日本文化の文字と発音と意味の組み合わせで形成される文字情報における日本文化の更には文明の特徴なのかも知れない。とはいえ「令和」の説明において繰り返された「日本古典から初めて採用された云々」という言葉の意味背景に、日本語における文字と意味の関係の不思議さを感じざるを得なかったのである。

勿論筆者は、元号に関しても、その選定に関しても、またその制度に関しても異を唱えるつもりはない。なぜなら筆者はこの領域の門外漢だからである。しかし、門外漢だからこそ、素朴に疑問に思ったのである。それは令和の文字の主点の説明と、実際の令和という漢字の組み合わせの説明における違和感である。

まず、その素朴な点を簡単に検討しよう。

令和という元号の、令と和の出典に関しては、「初春令月、気淑風和、梅披鏡前粉、蘭薫珮後之香」〔初春の令月（れいげつ）にして、気淑よく風

和（やわらぎ）、梅は鏡前（きょうぜん）の粉（こ）を披（ひら）き、蘭は珮後（はいご）の香（か）を薫（かお）らす〕『万葉集』巻五「梅花歌三十二首並序」であるとされる⁶⁾。そして、その説明について読売新聞は、この元号の発案者とされる中西氏の「時あたかも新春の好き月（よきつき）、空気は美しく風はやわらかに、梅は美女の鏡の前に装う白粉（おしろい）のごとく白く咲き、蘭は身を飾った香の如きかおりをただよわせている」という訳を引用し解説する⁷⁾。（「令和」を考案したとみられる中西進氏「万葉集全訳注原文付」の中での訳を引用し解説する⁷⁾。

この説明では、令和の和は、「風和（ヤワ）らぎ」から採用し、又令の方は熟語である令月を分離して、「レイ」だけを取って、その熟語の意味で、令和の令を解説すると言う解釈形態を執る。これは非常に不思議な説明ではないだろうか？勿論、その様な解釈が、日本の伝統である、ということであろうが、その伝統はいつ頃形成されたのであろうか？また、どうしてそのような説明、つまり意味づけが可能なのであろうか？そもそも漢字は、表意文字であり、勿論表音文字の機能を持つものもあるが、それ自体独自の記号と意味がセットで情報が形成されている不思議な文字である。つまり、漢字はそれ自体完結した情報媒体であり、その文字がどこにあらうかが情報内容は不変であるはずである。ところが今回の説明では特定の出典を示している。なぜ令や和を何故特定の脈絡に限定できるか？この点が門外漢の筆者には、腑に落ちない。勿論、このような文字理解が他に例があることは承知している。特に、宗教文化の領域では、特定の言葉を索引のように用いて、その言葉の含まれる意味を象徴的に著わすことで、一種の省力的な利用法により、議論を効率的に用いることが出来るという利点を生かして、

6) https://www.nijl.ac.jp/koten/kokubun1000/1000_aida.html

7) https://www3.nhk.or.jp/news/special/japansempereor6/articles/articles_archive_01.html からの引用。）

議論を展開することはある。

しかし、単語一時だけをしかも固有名詞でない文字に、特定の意味を強引に結び付けてしまう、情報形成のやり方は、仮に日本文化の特徴的と云えるにしても、なんとも不可解である。筆者は、このような言葉やその表記の曖昧さ、多様さに日本の思想・その社会の特徴を感じるが、同時にそれは、非常に曖昧さや不安定さを生み出す原因を形成していると考えている。そして、この点を考慮しつつ検討することが、和の思想検討にも不可欠と考えている⁸⁾。

とはいえ、本小論の目指すところは、この令和の和の議論とも通じるが、中西氏が「『万葉集』の歌の心、原点に「十七条の憲法」の原理があったと考えています」（読売新聞2017年11月28日「時代の証言者」）という発言には、現代人が抱く和という文字への思い、逆にいえば和という文字情報の特殊性が表われていると考えられる。しかもその和が、聖徳太子の「憲法十七条」の冒頭の「以和為貴」の和と連動して説明されている点が、本小論のテーマと関連するのである。しかも、この和の説明が、妙に魅力的に感じた筆者の個人的な感想の解明でもある。つまり、筆者の思想を形成する日本文化の背景を明らかにする、という興味への探求ともなる。

聖徳太子と和の関係性

さて、和あるいは和の思想と聖徳太子との関係性はどのように理解出来るであろうか。その点で、先ず聖徳太子に関する歴史的評価を鳥瞰しておこう。実は、仏教が支配的であった古代から近世まで、聖徳太子は和国の法主、日本の仏法の法王と呼ばれ、朝野を問わず信仰を集めた。しかし、この評価は、実は必ずしも不変ではなかった。というよりも、寧ろ聖徳太子への評価は時代と共に大きく変化し、特に正反対の評価さえ見

いだせる。勿論、太子のような古代の伝説的な英雄ともなれば、その評価は虚実入り乱れ、神話伝説のベールに閉ざされており、その真実の姿を実証的に確定することはおろか、推定することさえ困難を伴う⁹⁾。とはいえ、太子への評価の変化を通じて、太子の思想へのアプローチは、日本思想を鳥瞰するには好材料であり、かつそれぞれの解釈の背後にある社会背景や思想・信仰背景を垣間見ることが出来る一種のメルクマールとなるという意味でも、極めて貴重な存在である。

ところで「和国の法主」として古来多くの仏教徒から崇敬されてきた太子の存在への評価が、大きく変化したのは、大航海時代、つまりカトリック並びにプロテスタント派キリスト教の世界展開の一環として、日本にキリスト教が伝来・定着し、急拡大した一六世紀後半の文明的レベルの社会変動によるところが大きい¹⁰⁾。つまり、それまで圧倒的な優位性を持っていた仏教文明を凌駕するキリスト教文明の伝播は、日本社会では絶大であった仏教の相対化、あるいは限界性を多くの人々には明らかにする契機となった。しかし、キリスト教の急拡大と、それに先にあるローマ法王庁や、その外護者的存在であったスペインやポルトガルの植民地化を恐れた為政者により、キリスト教信仰は禁止弾圧され急激消滅してゆくが、一度ほころびの着いた仏教への是敵とも云える信頼は、徳川政権を支える政治イデオロギーを担った朱子学の批判対象となった。その嚆矢が、林羅山で有り、その対象が和国の仏教の教主聖徳太子であった。以後、元来仏教への民族主義的な反感から反仏教的であった朱子学とその信奉者は、仏

8) 思想の専門書ではないが、このような解釈が済されていることも事実である。澤田幸展『和の影が日本人を苦しめる』展転社、令和元年など。

9) 新川、石井前掲書。更に梅原猛『憲法十七条』小学館、昭和56年。

10) この点は、余り指摘されていないが、日本における謂わば第二の開国にあたる安土桃山時代の文明レベルの変化と思想、社会、信仰の大転換があったことは、強調されるべきであろう。丸山真男『丸山真男講義録』（第6巻、東京大学出版会、2000年49ページ以下。因みに第一の開国は、聖徳太子の時代、第3が明治維新以後。

教攻撃の象徴的存在である聖徳太子への苛烈な批判を展開する。更に、江戸中期に台頭した国学は、国粹主義の立場から同様に太子への批判を行った。勿論、そのような中でも仏教信奉者や多くの民衆は、漠然とではあるが太子への崇敬の念は持ち続けていた。

とはいえ廃仏思想は明治以降の西欧文明の導入に伴い狂信的なレベルで実行された廃仏毀釈（神仏分離）政策によって一層徹底された。そのために、仏教及びその教主とされた聖徳太子への評価は大きく毀損された。少なくとも歴史の表舞台からは排除されることとなった¹¹⁾。

しかし、その聖徳太子の再評価が、やはり政治的な意図を伴って行われるようになった。その最初が日本独自の憲法の制定者という像で有り、また高度な文明への開国を断行した偉大な政治的指導者としての太子像であった。つまり新たな太子像は七世紀の初頭にいて早々と憲法を制定し、日本国家の礎を築いた偉大なる政治家ということである。このイメージは、日韓併合や第一次世界大戦後の南洋諸島の領土化による多民族国家となった大日本帝国下で一層肥大化してゆく。特に帝国化した日本は民族統合、あるいは共生の思想として民族調和政策が必要となり、その思想的根拠として和の思想が創出され、その遠源を聖徳太子に求めた。つまりこの時、五族協同的な和の思想の源流として、憲法十七条の第一条の「以和為貴」の冒頭が強調されたのではないだろうか。

その帰結が「国体の本義」であり、その引用の形式である。つまり「和をもって、貴（トウフト）となし・・・」という形態である¹²⁾。

この引用は、思想研究者の基本としては、甚だ不思議な形態を持っている。しかも、この形式が以後の研究者には、無批判とも云える形で継承されており、以後の聖徳太子和の思想研究は勿論、

日本の思想的特徴を表わすキーワードとしての「和」の意味を大きく限定する原因ともなっている¹³⁾。

更に、和の思想を考える時に、和は平和の和であるという認識も、和の思想の自由な検討を固定化する概念でもある。現在、聖徳太子及び和の思想へのネガティブな言説の多くが、この『国体の本義』や戦前の思想教育に起因することは、聖徳太子並びに、和の思想研究の克服しなければならない点である。

そこで、以下においては憲法十七条に示された和の思想の本格的な検討の前に、憲法という言葉に関して若干の検討を行う。なぜなら、この憲法という言葉の理解そのものに、本小論が目指す、近代以降の聖徳太子理解の問題点が明確に表れていると思われるからである。

聖徳太子と憲法という言葉

さて、太子の近代的評価に関するイデオロギー性を表わす言葉として、注目される言葉に「憲法」という言葉がある。

この「憲法」という言葉は、日本近代の社会構造を象徴する言葉であるが、かなり混乱を伴った解釈がなされており、その解釈の混乱の一つの中心に聖徳太子の「憲法十七条」の存在があるのである。勿論、それは聖徳太子の責任ではない。寧ろ、聖徳太子を古代日本における政治的な英傑として、新に評価を創出する必要に迫られた近代日本の国家的な要請に迫られたイメージによって生じた近代的な問題である。この点は新川登亀男氏の優れて明快な研究が有り、本小論も新川氏の論点をなぞりつつ、憲法という言葉に託された近代的な側面を明らかにしたい。ところで現在の憲法研究者には、憲法十七条をいわゆる憲法の一つとする解釈と、単なる道徳規範書にすぎないという意見がある。しかし、どちらも本論で展開する

11) 新川前掲書など参照。

12) 文部省教学局『定本国体の本義臣民の道』昭和16年。但し筆者は復刻版を参照している。呉PASS出版社、平成30年)

13) 『国体の本義』の流儀、つまり憲法十七条の冒頭の和には、読み仮名を取って付けず、和（わ）と発音させる形式は、以後殆どの学者に継承されている。

憲法という翻訳語の成立過程を踏まえれば、不十分な解釈である¹⁴⁾。

ところで、我々は日常的に「十七条憲法」と表現することが多いが、原文は「憲法十七条」である。一見どちらも差が無いように思われるが、実は大きな違いがある。それは、先に触れたように、聖徳太子の近代における復権の理由となった明治憲法の制定に関連して、この憲法十七条が強く意識された背景にあるからである。というのも憲法という言葉は近代法における *constitution* の訳語として、後述するように、恐らく意図的にあてがわれたのではないかと推測される。著者の仮説であるがその意図は、憲法の先駆的な存在として、憲法の存在を世界に、少なくとも我が国民が、西洋諸国への劣等感にさいなまれることが、多少なりとも軽減することを意識したのではないだろうか。この点は、あくまでも現時点では、推測の意義をでないが、憲法という言葉の採用された経緯を考えると、決して否定できない面がある¹⁵⁾。

というのも、近代語であり現在の日本語の多くは、周知のように明治前後から欧米の先進文明における知識を積極的に取り入れ、日本社会を近代化するために、大きな文化的な犠牲を払ってきた。その最たるものが廃仏毀釈でわけであるが、ここで重要なことは、社会、さらには文明の基礎を形成する宗教を否定することは、あるいは入れ代えることは、その文明の根本の形態（プロットタイプ）の交代、つまり破棄と創造という大きな断絶を伴うことになる¹⁶⁾。明治政府は新たにこれを天皇主体とする近代神道による神聖国家建設を目指して出発した。そのために神仏分離から廃仏

毀釈という、文明的な破壊をおこなった。その結果、不足した部分を西洋の文明の導入により埋め合わせる必要が生じた。というよりそのために既存の文化や文明を切り捨てたということになるであろう。勿論逆も真なりであるが。

この文明レベルの欠損を埋めるべく、西洋の知識を貪欲に取り入れたのが、維新初頭から明治20年代までであった。その間の約二十数年は、形振り構わぬ文明導入に明け暮れた。特に、現在の学術用語の多くは、この時に考案、創出、あるいは転用され、言葉の混乱は、まさに明治維新以後の社会的な混乱そのものであった¹⁷⁾。

とはいえ、和魂洋才を標榜し、何とか舶来の文明を日本社会、さらには日本の文明に接ぎ木出来るように、当時の知的なエリートは奮闘努力するのである。ここで、重要なのは、決して招来した西洋文明の諸概念を直裁的に、あるいは無批判に受け入れたわけではなかった、とい点である。勿論、文明導入をスムーズにするために、その最大の障害である言葉や文字をローマ字に、言葉を英語に代えようとする森有礼のような指導者もいたが、結果的には漢字を用いて表現することを日本人は選んだのである¹⁸⁾。しかし、これが大きな混乱を生んだ。それは漢字という文字の特性でもあるが、意味の二重性や、表意文字本来の意味との兼ね合い、さらには長く用いられてきた漢字に、新たな意味を加えることによる情報伝達における深刻な混乱である¹⁹⁾。しかし、今回はこの点には深入りせず、憲法という言葉を通じて、その象徴的且つ近代日本の知の錯綜、あるいは新たなる創

14) 憲法に関しては芦部信喜（著）他『憲法』岩波書店など参照

15) 改訂新版口語全訳原文対照帝国憲法皇室典範義解 憲法義解 帝国憲法単行本2018などは、不思議なほどに日本書紀の既述が引用されている。）

16) 丸山真男『講義録』（第四刷）41ページ以後を参照。）

17) 当時の混乱は、『新聞集成明治編年史』（第一巻）文久二年～明治五年などに生々しく伝えられている）

18) 森有礼はローマ字表記、あるいは英語を国語にする。南博『日本人論』岩波書店、1994、23ページ。明治以降の日本の漢文化、中国文化については小倉紀蔵『群島の文明と大陸の文明』（PHP新書）参照2020。

19) この点は、柳父章『翻訳語成立事情』（岩波新書）岩波書店。飛田良文『明治の言葉辞典』東京堂出版、1986年に詳しい。）

造に関して簡単に検討する。

Constitution は、憲法か国法か？

さて Constitution は、当然ながら近代西洋の法体系の中で生まれた概念を以て制定されたヨーロッパ近代の法体系である。故にその基本は西洋文明、就中その中でもキリスト教的な考えに根ざしていることは、否定できないであろう。勿論、その起源は、ローマ文明にあるであろう。十九世紀の日本社会が導入を目指したものは、近代法としての憲法であったから、その点は考慮が必要であろう。

因みに、憲法は、漢字の憲と法であるが、漢字の原意は、白川静の研究によれば「憲」の上部(心をとった部分)は、害の字形に含まれている大きな把手のある入れ墨用の針、これで目の上に入れ墨する字が(「憲」の心をと他部分)、すなわち刑罰の意味であるから、後に法の義となった(白川・字統)あるいは「おきて、法則、手本、規範」(詳説漢和大辞典)であり、「法令、法律」(管子)「手本」(詩経)〔全訳漢字海〕三省堂)という意味とされる。つまり、憲法の憲は、法(この文字も白川氏によれば大変不思議な意味を起源とするが、要は犯罪者を処罰すること、「古代的な刑罰の法を原意とするが、のち刑罰の法・法則・法師絵の異となった」(白川)字統)と同様な意味。つまり、両者の意味は社会や国家などの共同体における刑罰の定めということになる。その意味で、憲も法も同様な概念となる。故に、「憲法」という熟語は、法という意味が二重となっていることになるが、一応「国家のおきて・決まり」(「国語・晋」という意味で用いられる。)因みに、「憲章」は「手本として明かにする。制度」(「中庸」決まり(「後漢書」)というのが、中国的な用例である。

このように見ると、憲法という言葉は「国家のおきて」というような意味もあるが、特段特別な国家の根本的な法を意味している、というわけではないようである。

因みに、聖徳太子の「憲法十七条」が用いた憲法以外には、殆ど日本に用例がないようである。

それを表わすように日本最初期の英和・和英辞典「和英語林集成」(ヘボン著)に於いて Constitution は、上海発行の第一版(1867年：慶応3年) Sei-ji, umaretszki, sho, shoai, sheishitsz, mijo である。続く第二版(1872・明治5年)でも、sei-shitsu, Kumi-tate, jin-tai, sho-ai, とある。その後第三版(1886年明治19年)では、上記の意味の他に、horistu, Okite と記されている。また日本人による最初の英和辞典とされる通称『薩摩辞書』(和訳英辞書)には、「組立、処置、気質、政体、政事、そして国法」である。一方、開国による言葉の混乱を学術レベルから統一することを目指して井上哲次郎等東京大学の教授陣が編纂した『哲学辞彙』(明治14年刊)には、Constitution の訳として、「憲法」のみが表示されている。

つまり、明治初年から明治14年の間に、Constitution に憲法という訳が固定化したことになる。勿論、井上等が東京大学という明治政府の最高学府の権威を背景に定めたのであり、以後 Constitution の法関係の訳においては、憲法が第一義となる。

では、Constitution を憲法と訳した最初の人是谁か、ということが次の問題である。この点はすでに明らかとなっている。それは、明治憲法の策定に深く関わり、日本の法律の大立て者とされる箕作麟祥(1846年-1897年)である。彼は、日本における「法律の元祖」と評される人であり、一般には彼がフランス語から「憲法」と明治6年(1863)に訳出したとされる。しかし、筆者の調査では、それよりも早く明治5(壬申)年の仲冬の署名がある「萬國新史」(最近復刻された)の「第15回ロシア附ポーランド」において、それまで「国法」「憲章」「國綱」等と用いていた Constitution にあたる言葉を憲法と訳した。これが憲法という訳語の最初であろう。そこには「ついに一概憲法をせいでいたり、けだしこの憲法によるポーランドの王位は、従来、・・・²⁰⁾」。以下の数

20) 箕作麟祥著「萬國新史」(復刻版)世界史研究所、2018年、129ページ

字は同書引用部のページ)とある。(但し、筆者は原典ではなく、復刻なのでコロナが落ち着いたのちに、原典に当たる必要がある。)その後、第十六回「アメリカ連邦」でも、「千七百八十九年代九月、各邦の代理者あい会集して著名なるアメリカ國憲法を議定し……この憲法は律法行政司法の三代権を明らかに画分し、……ゆえに近時欧米各国の憲法中、最もその宜しきを得て、正理に合しあるものなり」(註20に同じ。136ページ)などと、書いている。これ以後憲法という言葉で、ほぼ統一されている。これが壬申の年(1872年)、明治5年の仲冬である。ちなみに仲冬は陰暦の11月で、壬申年の仲冬とは、明治5年の11月をさす。ただ、明治5年は12月3日を以て、明治6年正月となり、この時太陰暦から太陽暦に変わっている。つまり壬申の仲冬(旧暦の11月)は、まだ太陰暦の仲冬で有り、この明治5年の仲冬は、西暦つまり太陽暦では、1872年12月を意味することになる。この計算が正しければ、一般に知られているよりも少し早く西暦1872年の12月に憲法という言葉はConstitutionの訳語として世に出たことになる。

さて、次に問題となるのは、そして、聖徳太子の憲法と関連することは、なぜ箕作が憲法という訳をConstitutionに用いたのか、ということである。

実はこのConstitutionは、当初その原意に近くというより直訳的に正確に訳されていた。実は箕作も「国家律」(註20に同じ。15ページ)・国法(同20ページ)国綱(同50ページ)憲章(同96ページ)「(フランス帝国)憲章(同103ページ)」などの訳語を憲法を用いる前は使用している。又面白いことに、この『萬國新史』には、聖徳太子の憲法十七条を彷彿させる言葉が、随所に見られる。つまり権力者が法を勝手に歪め専横するために、「下官吏小吏も皆ならって、…その私欲をほしのままにする」(同15ページ)とか、「ナポレオン、あえてまた他の王政党を嫉悪するの念なく、冤を洗い、木偏に枉(マガレル)を伸ぶる」(同45ページ)のような表現である。これらは彼が、聖

徳太子の「憲法十七条」の条文に親しんでいたことを表わす事例ではないか、と思われる。ともあれ、西洋の法文化に明るい箕作がConstitution、そのラテン語の原語はconstitutioされ、「状態、有様、条件、配置、構造、組織、体制、制度、憲法、法令、規定」であり、さらに、constitutumでは、「協定、契約、約束、申し合わせ」を、あえて国家法でなく憲法とした意図は何かである。

つまり、Constitutioとは、国家の基礎をしっかり立てて揺るがないようとする法という意味でありそれは国法や國建法などと訳する方が自然である。事実福澤諭吉は「律例」、加藤弘之は「国憲」、井上毅は「建国法」と訳したが、箕作は「憲法」と意識したのである。そこに彼の単なる翻訳的な文明伝達者とは異なる、一種の日本人としての矜持をみることが出来なであろうか。同時に、それはその後の憲法十七条や聖徳太子の評価をある意味で国家主義、ナショナリズム的な近代的解釈へと導いた原動力であった。

つまり、日本にも形態や表現は異なるにしても、国家の理念や基礎的な方向付けを定めた国家の法がある、という強い自負心である。いずれにしても憲法という言葉はConstitutioにあてがったのが「近代法の父」と評される箕作であった点が重要である。この点は、近代以降の太子の評価に通じるのである。いわゆる西洋文明に負けない自負のよりどころとしての太子、和魂洋才の先駆者としての聖徳太子像である。勿論、太子の時は和魂隋・唐才であるが。

その後のことは、本題とは多少離れるので、詳説は他に譲るが、憲法制定が本決まりになると、徐々に日本書紀の「憲法十七条」という表記が「十七条憲法」となり、明治帝国憲法と憲法という文字が共通項となるように表記される。これは、「憲法十七条」の相対化で有り、明らかに明治憲法との関連で、というよりも明治憲法のある意味で正統性を内外に示す、ナショナリズム的な意図が感じられる。つまり、憲法という文字は、箕作が敢えて選び、それを法律名として固定化することで、明治憲法の文明史的な意義を、聖徳太

子以来の伝統ということで権威付ける一方、その相乗効果で新たな太子像が形成する、ということではないだろうか。

因みに、明治憲法の制定直後までは、まだ「憲法十七条」という日本書紀に即した表記が用いられることが多かったが、明治憲法が普及し出すと「憲法十七条」より「十七条憲法」という表記が多くなり、現在では寧ろ「十七条憲法」という表記が多く見られる²¹⁾。それは、単なる表記の問題ではなく、極めてイデオロギー的な背景がある。つまり、これまでもしばしば述べたように、憲法の存在を聖徳太子の時代にまで遡及させることで、我が国には七世紀の初頭以来、憲法が有り、西洋の文明に負けない、あるいはそれ以上の文明を持つという自由認識である。のである、という強い文明国家意識である。つまり、憲法一号の聖徳太子のあるいは推古朝の十七条憲法、二号の明治帝国憲法という意識である。更にこの傾向は、昭和憲法が並記されると第三号としての平和憲法というようになってゆく。いずれにしても憲法という文字が拡大化し、本来の意味以上に国粹主義的な、あるいは自己陶酔的な意味を持つようになる。当然その逆の憲法批判も生まれるが、そもそも憲法は、箕作にしても、聖徳太子といえども、外国を模倣したものである以上、固有の憲法という発想は、過剰である。

ところが、この憲法の古訓である「うつくしきみのりとおあまりな」という名であれば、どうであろうか。近代的な憲法という名称から離れて純粋に聖徳太子の思想により近似することが出来

るのではないかその意味でも、この古訓も大きな価値がる、ということである。

この一例からも推測できるが、一般に言われるように、原文を直接検討するとは云っても、意外に近代以降に形成された太子像や太子評価により太子理解は、近代以降に形成された概念によるものがあり、必ずしも実事や伝統的に即したものでなく正確ともいえないのである。特に近代以降は、漢字資料のみを用い、古訓を無視するという一方的な理解に終止しているのである。このような近代的バイアスの修正のために、古訓を活用することは、十分意味があるのではないだろうか。

聖徳太子の「以和為貴」を如何に読むか

さて、周知のように無文字社会であった古代日本に於いて、表意文字である漢字を使いこなすことは、非常な努力が必要であった。それは今日で続く日本文明の宿命である。いずれにしても、太子のような初期の漢字（中国語）文化下の知識階級の人々がどのような状況で、漢文を発音し、また読み、作ったのであろうか。その点を門外漢である筆者には理解出来ないが、太子の周辺に百済や高句麗という朝鮮系の僧侶が渡来し、その教育相談相手となっていることが知られているが、彼らの中国語はどのようなレベルであったのか又、太子とはどのような言葉で会話したのであろうか？つまり、太子は中国語を、現在の我々が外国語を習得し用いるように、日本語を基礎として外国語としてそれに習得したのか、あるいはバイリンガルの様に直接中国語を身につけたのかによっても、その思想は異なってくるであろう。とはいえ、文字としての「以和為貴」は明確に存在するわけである。これをいかように理解するかは、文字に託された情報を文献に即して理解することが重要である。

ところで「以和為貴」を「わをもってとうとしとなす」と読むことは、原文を日本化するために施す返り点を付けて読むという伝統的解釈である。しかし、返り点を施して漢文を読み下すという読み方を、太子が行ったいたのか定かではな

21) 所功「聖徳太子『憲法十七条』関連研究文献目録(稿)『産大法学』40巻3・4, 540~554ページ)尚、小島信泰「聖徳太子と最澄・親鸞・日蓮における太子観」『東洋哲学研究』(東洋哲学研究所) totetu.org/asse+s/media/paper/k008-024.pdf, によれば(「伝述一心戒文」には、「上宮麿戸豊聡耳皇太子伝云」として、(推古天皇)十年十二月、太子始製憲法十七条。此則聖朝法令之肇製也。とある(『伝全』第一、六二四頁)ことを付記しておく。)となっている。

い。とすれば、現在多くの太子研究者が「和をもって貴し・・」と読み下し理解するやり方は、決して唯一の理解ではない、ということである。しかも、これを和(ワ)と読めば、漢字である和という文字が持つ中国の伝統的な解釈である「調和」や「和諧」のような意味情報に必然的に結びつくことになる、つまり中国的な中央集権的な支配構造における意味が優先することになる。結果としてその理解は体制維持のための調和、あるいは封建的な権力的な秩序の強制というような意味が強調されることとなる²²⁾。しかし、周知のように日本書紀には、古来古訓と呼ばれる訓、つまり大和言葉での読みが付されており、この古訓、いわば大和言葉による解釈も当然研究対象となる筈である。しかし何故か十分なされてこなかった。

さて現存する岩崎本に付された古訓は、弘安年間(1278~1288)には確定していたようであり、その中には太子の時代にまで遡ると推定される部分もあるといわれ、太子の思想研究、少なくとも憲法十七条の思想を検討する場合には、重要な意味を持つのではないか、と思われる²³⁾。しかし、一方で、坂本太郎氏のような高名な研究は、古訓に沿って読むことを否定し「寧ろ直接原文について、今日いかに訓じたら一般によく理解されるかという線に沿って進む、という方法を私は執る²⁴⁾」とされる。その理由は、古訓が「太子が果してそう訓ませるつもりであったのかどうか、まったくわからない²⁵⁾」ということである。この理由は、後述するように果して古訓を否定する理由になるのだろうか。

このように太子への評価とその業績への対処の仕方は、未だに揺らぎが大きいと云うことが出来る。勿論、信仰レベルの太子への崇敬の念は、明

治以来の排仏、嫌仏政策のために、逡減こそすれ、未だに衰えることはない。しかし、一般の太子への評価は、仏教徒的信仰レベルの位置づけから、近代的な位置づけへと大きく変化する。

憲法十七条の文字表現による差異

既述のように、『日本書紀』に記された憲法十七条は、原文は漢文の白文である。つまり、返り点などは付いていないと云うことである。それを、一般には返り点などを付して読み下し文で理解する。しかし、その他に度々指摘したように、平安時代中期頃に現在の形に確定したとされる古訓、つまり大和言葉による訓読が施されている。この古訓が従来憲法十七条の議論に、利用されなかったこと理由は不明であるが、少なくとも1000年近くに亘り、読継がれてきたこの大和言葉に関して、これに着目した理解もあって然るべきであろう²⁶⁾。ところで、文字とその意味背景をセットとして文字情報とした場合、文字(記号)と意味が一体となって機能するものであるから、漢字、漢字読み下し、そして仮名(大和言葉)という表記の違いは、その情報内容にも大きく影響してることが、当然考えられるのである²⁷⁾。

しかし、従来憲法十七条に関する議論は、殆ど白文か漢字読み下しである。つまり、その理解は中国語とそれを日本的に換骨奪胎した理解である。そこでは、基本的に漢文(中国文)が持つ単語の意味を引き継いだ形で全体が理解されてお

22) 吉村武彦『聖徳太子』(岩波文庫)55ページなど。

23) 坂本太郎ほか「日本書紀」第5巻における解説・563以下)

24) 坂本太郎「聖徳太子」吉川弘文館、85ページ以下)

25) 同上86ページ。

26) 文明論的には、独自の文明形態を持つ中国やインドを恒星、その周辺に借用文明を衛星文明と呼ぶ。故に、出典の探索が研究の主なテーマとなり、全体像への言及が乏しくなりがちとなる。勿論、憲法十七条が小作品なので、これに多くの時間をかけるといことは、余りなされていない。梅原猛『憲法十七条』小学館、昭和五六年などは例外といえる。しかし、その視点は伝統の域内である。)

26) 勿論、全く無視されたわけではなく、都合のよい部分だけ用いるということは済されている。

27) 文字と情報、あるいは文明の関係に関しては拙論「AI時代の情報の意味」『国際情報学入門』ミネルヴァ書房、2020、4~16ページ参照]

り、いわば白文に「て・に・を・は」を付けて一見日本的に理解できるようになっているが、その実は漢字の意味世界、つまり中国の伝統的な漢字情報が尚優勢で有り、日本独自の思想の表現には、やはり問題がある。例えば、近代以降西洋の文明を取り入れてきたが、漢文の読み下しによって文章を理解するという形式は、恰も英語に返り点を付けて理解するようなものなのである。

たしかに、従来の漢文中心の理解は、日本の伝統であるが、意味の塊である単語は、殆ど中国語のそれを用いており、必ずしも日本古来の思想表現になるかは甚だ心許ない。しかも、日本文化では、この形式が明治否、それ以後も、ほぼ学問の主流を占めており、いわば日本文明は中国文明の情報を殆ど切り貼りして再利用してきたという意味で、独自性の薄い衛星文明的理解と見なせる²⁸⁾。勿論、全てが借り物である、というわけではない。いずれにしても、漢字(真字)を離れて仮名で表記して、憲法十七条を考察する、という視点を採用すれば憲法十七条や聖徳太子理解に、より日本文化に即したものとなるのではないだろうか。

そこで、試みに『日本書紀』の第一条を古訓で表記すると、以下のようになる。

やはらぐをもてたふとしとし、さかふることなきをむねとせよ。

ひとみなたむらあり またさとれるものすくなし。

ここをもて あるいはきみかぞにしたがはず またさとなりにたがう

しかれども かみやはらぎ しもむつびて ことをあげつらふかなふときは ことおのず

28) 同様な事例は、インド思想に於いても見いだせる。つまり、仏教も含めたヒンドゥー教関係者は、その聖なる言葉であるサンスクリット語に根拠を求めることになり、一方イスラム教徒は、「コーラン」やペルシャの文献に、典拠や根拠を求める。勿論、欧米文明の摂取以降は、欧米の文献がその対象となった。

からにかようふ

* (やはらぎ：やわらかくなる、しなやかになる。さかふる：さからう。そむく。いいあらそう。むね：ちゅうしんとすること。たむら：よろあつまること、またそのありよう。さとる：くわしくする。ものごとをえとくする。仏教語、しんりをりかいする。きみ：てんのう、てんし、しゅじん。とうといひと。かぞ：ちち。さととなり：きんりん。あげつらう：よしあしをろんじあう。かなふ：じょうけんにあう、ちようどよい。こと：ひとのするいろいろなことがら。おのずから：ひとりでに、かよふ：ゆききする。つうじあう。)

解釈

心や考えをやわらかにもつこと、(やわらかな心や態度を持つこと)を価値あることとし、互いに争い合い、対立し合うことがないようにしなさい。人間は、集団をつくり(争う)が、物事の真髄を理解している人は稀である。この故に、主君(天子)や父親に従わず、また近隣の人と対立するのである。だから、身分の高い人がやわらかな心を持ち、庶民が打ち解けて親密であるときには、筋道に合った議論をすれば、たがいに心が通じ合い問題は解決する。

一方漢文では、

一曰、以和爲貴、無忤爲宗。人皆有黨。亦少達者。以是、或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦。諧於論事、則事理自通。何事不成。

読み下しの一例

(一に曰く、和(わ)を以て貴しと〔為〕し、忤(さか)ふること無きを宗とせよ。人皆党(たむら)有り、また達(さと)れる者は少なし。或いは君父(くんぶ)に順(したがわ)ず、乍(また)隣里(りんり)に違(ちが)う。然れども、上(かみ)和(やわら)ぎ下(しも)睦(むつ)びて、事を論(あげつら)うに諧(かな)うときは、すなわち事理おのずから通ず。何事か成らざらん。)

(和：融合。講和。貴：重視する。忤(ソムク)：さからう。食い違(ちが)う。宗：貴ぶ。党：利害関係をもとに結成された集団。達：ものごとに通じる。順：従う。違：離れる。背く。睦：仲がよい。

論：語る。述べる。諧：調和する。打ち解ける。とどのう。事：生活上に起るすべての現象。理：順序立って安定しているさま。事理：物事の道理。(仏)作用と原理。

解釈

調和を重視しなさい。食い違うことのないことを貴びなさい。人は利害関係で集まるが、物事に通じている人は少ない。君主や父親に従わず、また近隣の人に背きあらそう。しかし、上位者が融和的で、下々のものが仲が良ければ、物事の道理は通じる。

さて和をあえて訓読せず、ワとそのままだに音読させる現在の憲法十七条の理解は、かなり硬いイメージとなり、しかも和にあてられた大和言葉が本来持つ柔軟な心や態度という意味は、生まれない。

実は、この近代になって生まれた近代以降の漢文主義ともいえる和の理解であり、その実明治以降のイデオロギー的な解釈なのである。本稿ではこの視点から脱却の必要性を説こうとしているのである。

さて、冒頭の和に関して、仏教思想からの解釈傾向がある中村元氏は、この引用においては「和を以て貴(たふと)しとなり・・・」としあえて読みを示さないながらも、解説に於いては、和の思想を既存の解釈つまり、調和や共生と解釈せず、「お互いのところがやわらいで協力することが貴い²⁹⁾」と、古訓を尊重した理解を示している。しかも、和の近代的なイデオロギー的な視点を執っていない。この視点の背景については、今回の論考で考察する予定である。

和と憲法十七条の接点

繰り返しになるが、和をワと音で読んでしまうと、のちに検討する和の思想で理解し、殆ど和イ

コール儒教的な調和・共調とこれを理解し、古訓から得られるような日本な思想の可能性には着目しないことになる。結果として和は、調和、つまり全体調和、支配構造の安定というような、いわゆる和の思想の同調圧力と批判されるイデオロギー的理解になってしまう。

さらに何故このようなことが一般化したのか、ということが次の問題である。先ず、一番の基礎には、憲法十七条の権威化が必要であったということになる。そうなると、特に近代以降の伝統的漢文主義により、条文を音で読むこととなり、漢籍における出典が重要となる。つまり各文章構成の素材となった出典による意味付け権威付けが重視されることとなる。それは、以前にも論じたが、中国の衛星文明としての日本文明の宿命である。漢字及びその文明への根源的な劣等感である。そのために、漢字に拘り、日本人の思想でありながらも、漢字文献にその起源を無意識に求めてしまうのであろう。確かに、憲法十七条のような小作品を理解する上では、その構成用語の個々の意味を理解することは重要であるが、しかし、それだけでは木を見て森を見ず、部分最適全体最悪の合成の誤謬に陥る危険がある。

なぜなら儒教や中国思想の文献からの抜き出しのカラージュ的な理解では、中国的な権力による力の秩序形成こそ和の思想であるという解釈となるからである。つまり、憲法十七条の冒頭の和を、即座に権力による同調圧力的に解釈する現代の理解は、憲法の思想理解においては、中国文明の情報に縛られた解釈ということになる³⁰⁾。

この点で、政治思想研究の泰斗丸山眞男は、近世以降の漢学の伝統を重視しつつも、反仏教の国学者や儒学者のような一方的な仏教軽視のスタンスは取らない。彼は当然と云えば当然であるが、憲法の各条項に利用されている単語の意味との関連の重要性は認めつつも、憲法全体の基調を「普

29) 中村元『聖徳太子』(中村元選集別巻6)春秋社93ページ以下。その他仏教学者は、この理解を執る。

30) このような解釈が、聖徳太子批判の書や歴史学者に散見する。吉村武彦『聖徳太子』(岩波新書)岩波書店、53~4ページ)。

遍主義論理が明瞭に浮き立ってくる³¹⁾。」とし、第十条を検討し「これは直接的に仏教哲学とそのカテゴリーが表面に現われている、もう一つの典型例であるが、それは第一条の和のイデオロギーが宗教的次元にまで深化されて表現されたものであると考えられる³²⁾。」と結んで憲法理解に仏教思想そして実はこの言葉と仏教思想との連関を暗示している。

本稿のまとめ

以上の検討から明らかであるが近代以降の、憲法十七条の冒頭の和に込められた解釈は、儒教的なものに縛られた理解である。更に、聖徳太子の新たな価値を創出した明治以降の政治的、知的エリート達は、聖徳太子とその憲法に近代日本の西洋化過程を推進するための自尊心のよりどころした。しかしそれは、彼らの教養であった儒学の知識に矛盾しないものが好まれた。というのも、明治維新やその後の日本社会を支えたエリート達の教養は、朱子学を中心とした漢学で有り、その基

礎の上に西洋の知識が載せられたものであった。そこには聖徳太子の思想を形成した、仏教の存在は見いだせない。なぜなら彼らが必要としたのは明治国家の確立のために必要な聖徳太子像であり、憲法十七条だからである。

それは、和国の教主として長く崇敬された聖徳太子ではなく、摂政として憲法十七条を制定し、古代社会に於いて和の思想を唱え、実践した聖徳太子像なのである。これが近代以降主流の「和」の思想の解釈である。そして、これらの思想の集大成が「国体の本義」に昇華しそれは今も効力を持っているというのが、筆者の推論である。しかしそれは厳密な聖徳太子研究の成果ではなくイデオロギー的情報操作の結果であった。

今回の論考では、憲法十七条の和の思想と仏教の根本思想である空の思想の関連を中心に検討する。

※本学部教授岩隈道洋氏には憲法に関する貴重な情報を御教授いただいた。ここに感謝申し上げます。

31) 丸山眞男「講義録」, 四冊 1964年 158 ページ.)

32) 同上 159 ページ.